

第3回地域共生社会の在り方検討会議

福祉と司法の連携に関する取組の 現状と課題について



家庭裁判所
「かーくん」

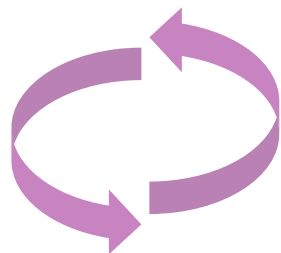
令和6年8月21日（水）

最高裁判所事務総局家庭局

1 福祉・行政等と家庭裁判所の機能・役割

令和4年3月閣議決定 第二期成年後見制度利用促進基本計画

福祉・行政・法律専門職などの
多様な主体による「支援」機能



家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能

福祉・行政等と家庭裁判所は機関としての本来的な機能や役割が異なるため、「支援」機能と「運用・監督」機能という異なる機能として整理された。

地域連携ネットワークの充実を図るためには、福祉・行政等と家庭裁判所とが、噛み合ったかたちで、それぞれの機能を担っていくことが必要。



2 家庭裁判所の機能・役割と相互理解

中立性・公平性の維持を求められる司法機関として、
できることと、できないことがある。

家庭裁判所にできないこと



- ✗ ・ ご本人や後見人への支援
- ✗ ・ 後見人とご本人・親族・支援者等との関係を調整すること
- ✗ ・ 申立前における一連の調整をすること
- ✗ ・ 後見人の交代のためのケースカンファレンスを主催すること

地域連携ネットワークの充実を図るためには、福祉・行政等と家庭裁判所とが、噛み合ったかたちで、それぞれの機能を担っていくことが必要。



相互理解

3 権利擁護支援を行う三つの場面における機能

福祉・行政・法律専門職などの
多様な主体による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能

権利擁護の相談支援機能

権利擁護支援の検討に関する場面

- ・ 本人や関係者からの相談対応と制度説明
- ・ 権利擁護支援ニーズの精査
- ・ 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ

相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）

制度利用の案内機能

- ・ 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内
- ・ 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内

権利擁護支援チームの形成支援機能

成年後見制度の利用の開始までの場面

- ・ 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- ・ 適切な申立ての調整
- ・ 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等
- ・ 後見人の候補者と選任形態についての調整
- ・ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成

申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性

適切な選任形態の判断機能

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

- 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任
- 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等

権利擁護支援チームの自立支援機能

成年後見制度の利用開始後に関する場面

- ・ 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有
- ・ 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- ・ （必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整

適切な後見事務の確保機能

- ・ 後見事務の監督処分
- ・ 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等
- ・ （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し

適時・適切な連絡体制の構築等

4 福祉・行政等による申立前の調整

福祉・
行政等

支援方針の
検討

適切な申立人
の検討と調整

- ・ 対応すべき課題
- ・ 後見人に求められる役割
- ・ 後見人の交代の方向性等の確認

後見人候補者
と選任形態の
調整

福祉・行政等による支援

受任者調整会議等

チーム形成



5 成年後見制度の利用開始までの場面

福祉・
行政等

支援方針
の検討

適切な申立人
の検討と調整

- ・ 対応すべき課題
- ・ 後見人に求められる役割
- ・ 後見人の交代の方向性等の確認

後見人候補者
と選任形態の
調整

福祉・行政等による支援

受任者調整会議等

家庭
裁判所

受任者調整会議
の見学等の取組

十分に考慮

申
立
て

後見人等の
選任



6 福祉・行政等と家庭裁判所の連携と中核機関の法制化

中核機関の法制化により、
中核機関が主催する受任者調整会議に法的な根拠が与えられれば・・・

例えば



**専門職団体に対する受任者
調整会議への協力依頼等**



**関係機関からの
情報取得**

中核機関への調査権限の付与
中核機関の職員への法律上の守秘義務



- ・ 受任者調整会議における検討が、事案に即した、より信頼性の高いものになる。
- ・ 家庭裁判所は、受任者調整の結果を十分に考慮して判断するところ、より適切な家庭裁判所の判断につながる。



中核機関の法制化により、福祉・行政等による支援・調整と家庭裁判所による判断とが適切に噛み合うことが期待される。

7 個人情報共有と中核機関の法制化

地域連携ネットワークにおける連携と取組を更に推し進めるためには、中核機関が法制化され、関係機関間において円滑に情報共有できるようになることが重要。

受任者調整会議の充実



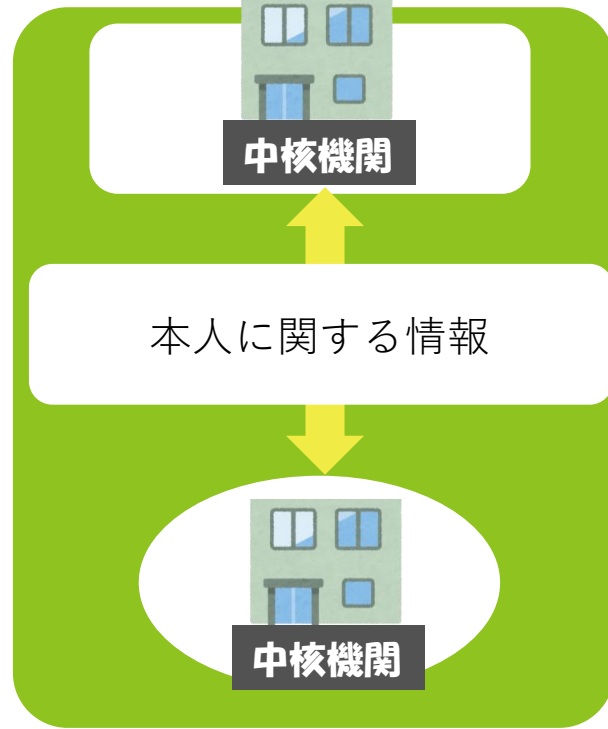
中核機関に個人情報を提供できれば、受任者調整会議における検討が、より信頼性の高いものになり、福祉・行政等による支援・調整と家庭裁判所による判断が噛み合う。

中核機関による取組の充実



中核機関に個人情報を提供できれば、中核機関において、より効果的な取組を行えるようになる。

切れ目のない本人支援



現在地の中核機関と転居先の中核機関との間で本人に関する情報を共有できれば、転居先における速やかな支援体制の構築につながり、転居前後を通じた切れ目のない支援につながる。

8 地域連携上の課題と中核機関の法制化

将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が**適時・適切に連絡できるしくみ**を整える。（第二期計画4 1 頁）

以下のような事案では、**家庭裁判所が福祉・行政等による「チーム形成支援」につなげるに当たり、地域のどの窓口を引き継げばよいか分からない場合がある。**

- ・ ご本人に対する支援体制が整っていないことを理由に、各専門職団体から後見人の受任を断られる場合
→ 裁判所が手を尽くしても、1年以上、新後見人が見つからない事案もある。
- ・ 家庭裁判所が、8050問題など、ご本人を含めたご家庭の課題に気付く場合



「適時・適切な連絡」に当たっては、一方通行ではなく相互に情報が流通することが必要



後見人の不正等に関する連絡など

**福祉・行政等による必要な支援体制の構築
に向けた取組につなげるための連絡など**



中核機関が法制化され、**中核機関の役割が明確**になることにより、改めて福祉・行政全体における役割分担も整理され、相談窓口の明確化やその周知が図られ、家庭裁判所との連携もより深まるのではないかと考えられる。

ご清聴ありがとうございました

